

4 大和ものがたり

月号

ASA大和北部
高木2-101-6
TEL: 561-3039

ASA大和南部
立野3-572-2
TEL: 563-7719

東大和市
飲食店応援
プロジェクト

東大和市民8万5000人のテイクアウトプロジェクト



#東大和エール飯

ハッシュタグ

めし

HIGASHIYAMATO
TAKEOUT PROJECT

“美味しい”はコロナに負けない。

沸き上がれ、東大和市民。

出口の見えない、コロナウイルスとの戦いは、東大和の飲食店にも、危機をもたらしている。

あなたが小さい頃から通っているあの店にも、あの店のあの味を、今守れるのは、あなただ。

1人では救うことができないあの店の味も、東大和市民8万5000人が集まれば、救うことができる。

例えば、1人が1食、あの店の味をテイクアウトしただけで、8万5000食。東大和市民8万5000人のテイクアウトで、東大和の“美味しい”が救えるのだ。



立ち上がれ、東大和の料理人達。

コロナショックで、外食自粛に歯止めがかからない。

「積極的に店に来てくれ」とは言えないあなた。

でもあなたは、知っている。あなたの飯を食べたくても

店にいけないファンがいることを。店に呼べないなら、届けばいい。美味しい飯を、テイクアウトしてもらえばいい。東大和市民8万

5000人のエールに応えるのは

あなたが作る、“美味しい飯”なのだ。

立ち上がれ、東大和の料理人達。集え、

東大和の美味しい飯。

“美味しい”はコロナに負けない。



東大和の飲食店でテイクアウトする。



テイクアウトした料理を写真に撮る。



#東大和エール飯をつけてSNSに投稿!



テイクアウト商品を作る。



テイクアウト商品を写真に撮る。



#東大和エール飯をつけてSNSに投稿!

持ち帰ろう、東大和の美味しい飯。



“#東大和エール飯”をつけてSNSに投稿しよう。そこには、あなたの同志達が待っている。

主催：東大和エール飯プロジェクト実行委員会 協力：東大和市・東大和市商工会・西武信用金庫

4 大和ものがたり

月号

ASA大和北部
高木2-101-6
Tel: 561-3039

ASA大和南部
立野3-572-2
Tel: 563-7719

障害のある方のための
東大和市地域生活支援拠点「ういずねっとし」がスタートします！

「ういずねっとし」は、障害のある方の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、「市役所」「総合福祉センターは〜とふる」「地域生活支援センターウエルカム」を中心に、様々な関係機関が連携し、住み慣れた地域で暮らし続けるために5つの機能を整備して、障害のある方の生活を地域全体で支える仕組みの事です。

障害のある方を、様々な関係機関が連携・協力して一緒に地域で支え (with)、5つの機能で もれなく支援する網のような仕組み (net) を構築します。そして、障害の有無にかかわらず共に包み、支え合う社会 (i=インクルーシブ) を目指します。



基幹相談支援センターと「ういずねっとし」5つの機能

★基幹相談支援センター★
「市役所」「は〜とふる」「ウエルカム」にコーディネーターを配置して、関係機関との連携のもと、5つの機能で支援します。

- ①「相談機能」
緊急時などに支援が必要な方へのサービスのコーディネートや相談を行います。
- ②「緊急時の受入・対応の機能」
介護者の急病や障害のある方の状態変化等があった場合、受け入れ先や医療機関等への連絡を支援します。
- ③「体験の機会・場の機能」
一人暮らしを希望する方に、体験の機会や場を提供します。
- ④「専門的人材の確保養成機能」
専門的な対応を行うことが出来る人材の養成を行います。
- ⑤「地域の体制づくりの機能」
地域の様々なニーズに対応できるよう、サービス提供体制の確保や地域の社会資源の連携体制の構築等を行います。

「ういずねっとし」の相談窓口

相談窓口 (基幹相談支援センター)	対象となる方	連絡先
総合福祉センターは〜とふる	身体障害・知的障害の方	042-516-3982
地域生活支援センターウエルカム	精神障害の方	042-564-0891
東大和市役所 障害福祉課 障害福祉係	障害のある方等	042-563-2111 内線 1123

その他、東大和市内の相談支援事業所が利用されている方は、相談支援事業所にご相談も可能です。

うまべえからのおねいだべえ

くっつかないバネ
#Keep Distance

換気をするバネ
#Open Window

手を洗うバネ
#Wash Hands

※記事収容の関係上、福祉協議会を割愛させていただきました。

新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方々へ

- ・福祉資金 緊急小口資金 (特例貸付)
- ・総合支援資金 生活支援費 (特例貸付) のご案内

東大和市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業や失業で生活資金にお困りの方々へ対する特例貸付事業を実施しております。

福祉資金 緊急小口資金(特例貸付)

貸付額 20万円以内 (一括貸付)

- 貸付先 申請から貸付まで1週間程度
- 借付期間 1年以内
- 返済期間 返済1回 (24回返済)
- 返済負担 利息 不要
- 引 子 無し

総合支援資金 生活支援費(特例貸付)

貸付額 二人以上対象 月額20万円以内
単身世帯 月額15万円以内

- 貸付期間 申請から貸付まで、最長20日
- 返済期間 申請日から1年以内
- 返済回数 10回以内 (120回以内)
- 返済負担 不要
- 引 子 無し

※原則手続きは郵送のみで行います。ご希望の方はお電話ください。(面談をご希望の場合は予約制です。)

東大和市社会福祉協議会 貸付担当者まで 電話 042-564-0012
※土・日・祝祭日は相談・予約受付等はできません。

なお、下記に該当する方は来所をご遠慮ください。
・発熱、咳などの症状のある方 ・新型コロナウイルス感染症の罹患中 ・罹患者との濃厚接触者の方

社会福祉協議会から